

（支給額）
 ①（被りの賃金額×勤務日数）÷（標準報酬月額×勤務日数）×（支給期間）
 例：（15,000円×3日）÷（15,000円×30日）×（1ヶ月）=1,500円

関連する制度等の概要について

1

傷病手当金について

- 被保険者（任意継続被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。

給付要件	支給額	支給される期間
以下のすべての要件を満たした場合 1、療養中であること 2、仕事につけないこと（労務不能） 3、4日以上仕事を休むこと 4、給与の支払いがないこと	1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1に相当する額）の3分の2に相当する金額	同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

（注）①～③の支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給ではなく、傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額を支給される。

- ①事業主から報酬の支給を受けた場合
- ②同一の傷病により障害厚生年金、障害手当金を受けている場合
- ③退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金等を受けている場合

傷病手当金について

(参照条文)

○ 健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(傷病手当金)

第99条 被保険者(任意継続被保険者を除く。第百二条において同じ。)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服すことができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服すことができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をいう。第百二条おいて同じ。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

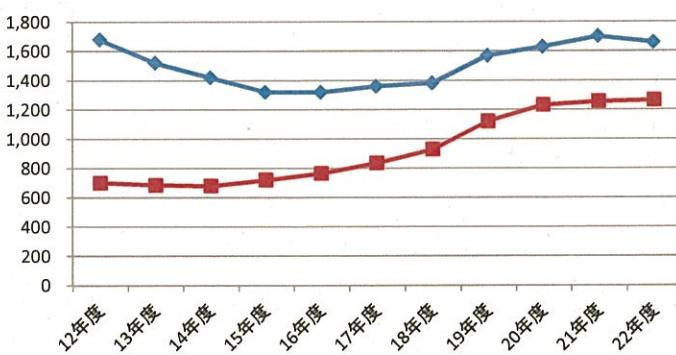
2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

傷病手当金の支給実績について(平成22年度)

	支給件数	支給額	1件あたり金額
計	1,521,915件	2,928億円	19.2万円
協会けんぽ	926,670件	1,662億円	17.9万円
健康保険組合	595,245件	1,266億円	21.3万円

傷病手当金の支給額推移について

■協会けんぽ ■健康保険組合



3

仕事と介護の両立のための制度の概要

育児・介護休業法により、「介護休業制度」「介護休暇制度」「介護のための勤務時間の短縮等の措置」等が定められている。

■制度の概要

【介護休業制度】

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態にいたるごとに1回、通算して93日まで介護休業を取得することができる。

【介護休暇制度】

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話(※)を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

※ その他の世話とは、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等
※ 平成21年度の法改正により、新たに規定された制度

【介護のための勤務時間の短縮等の措置】

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、対象家族1人につき、介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日間利用可能な勤務時間の短縮等の措置(※)を講じなければならない。

※ ①短時間勤務の制度②フレックスタイム制③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ④労働者が利用する介護サー ビスの費用の助成その他これに準ずる制度のいずれかの措置

【その他の制度】

時間外労働を制限する制度／深夜業を制限する制度

※改正育児・介護休業法は平成22年6月30日施行。育児・介護休業法附則第七条により5年後の見直しが規定されている。